

建設キャリアアップシステム認定 登録機関の業務概要について (認定～受付業務) (修正版)

募集地域について

(※認定登録機関が開設されていない都道府県及び申請数の多い首都圏の1都2県及び中京・近畿圏が対象)

岩手県、埼玉県、千葉県、東京都、岐阜県、
愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、
奈良県、和歌山県、島根県、高知県

(以上14都府県)

委託費について①

・認定登録機関には、建設業振興基金より以下のとおり委託費が支払われる。

①年額固定委託費(消費税を除く金額)

窓口名称	主な業務	固定委託費
認定登録機関	申請受付登録業務	年額20万円

②年額歩合委託費(消費税を除く金額)

窓口名称	業務内容	歩合委託費
認定登録機関	技能者・事業者の新規申請受付登録	1件2,400円
	技能者・事業者の変更申請受付登録	1件300円

委託費について②

初年度分の開設期間は半年に満たないが、年額固定委託費20万円を満額支払う。

契約期間は原則1年間、来年4月に自動更新(予定)。

通常、開設期間が半年に満たない場合は固定委託費を減額するが、初年度は満額お支払いする

※建設キャリアアップシステムの登録申請に関する業務を行っている場合については、当該業務の態様の如何を問わず、認定を受けている期間は当該業務を行うことができない(例外あり、[次ページにて説明](#))。

※対応いただく行政書士への日当や交通費の支払いについては、委託費から調整。

CCUS登録申請業務について

建設業振興基金の応募要項には.....

現在、登録申請に関する業務を行っている場合は、当該業務の態様の如何を問わず、認定を受けた後は当該業務を行うことはできません。

と記してありますが.....

インターネットにより一般財団法人建設業振興基金へ直接申請する場合については例外として認められております（建設業振興基金確認済）。

※但し、利益相反行為を防止するため、認定登録機関の業務に従事する行政書士個人が建設キャリアアップシステムの申請業務を行う場合には一定のルールを順守するよう求められています。

認定登録機関の認定基準について①

- ・2名以上の常駐の職員(行政書士)を配置し(※1)、利用者の来訪や電話等に迅速に対応できること(専任職員でなくて構わない)。
- ・1日6～8時間程度、週5日程度の受付時間を確保できること(※2)。
- ・開設場所において、利用者の来訪等に十分できるだけの業務スペースを確保すること。また当該業務スペースにおいて、建設業振興基金から貸与する電子計算機等の機器及び電気通信回線設備等(※3)を適切に設置できること。

※1: 週5日全て配置の必要はなく、申請があった時の来館対応で問題ありません。

※2: 上記の時間を確保する必要はありますが、全て受付及び審査の時間に充てる必要はなく、申請があった場合のみの対応で問題ありません。

※3: 設置スペースとして幅1000mm×奥行700mm程度が最低限必要(詳細は右図)。



認定登録機関の認定基準について②

- ・認定登録機関として扱う情報の紛失や外部への漏洩を防止するため、施錠可能なキャビネット等の設備(※1)を確保できること。
- ・常駐の職員の中から、個人データの管理に関する責任を担う事務取扱責任者を選任し、かつ個人データを取り扱う事務に従事する事務取扱担当者を特定すること。
- ・個人情報保護に関して、適切なプライバシーポリシー(※2)及び組織内における個人情報保護に関する規定を制定していること(プライバシーマーク使用許諾事業者であることが望ましい)。
- ・建設業に関連した下記の事務に関する実績を有することが望ましい。

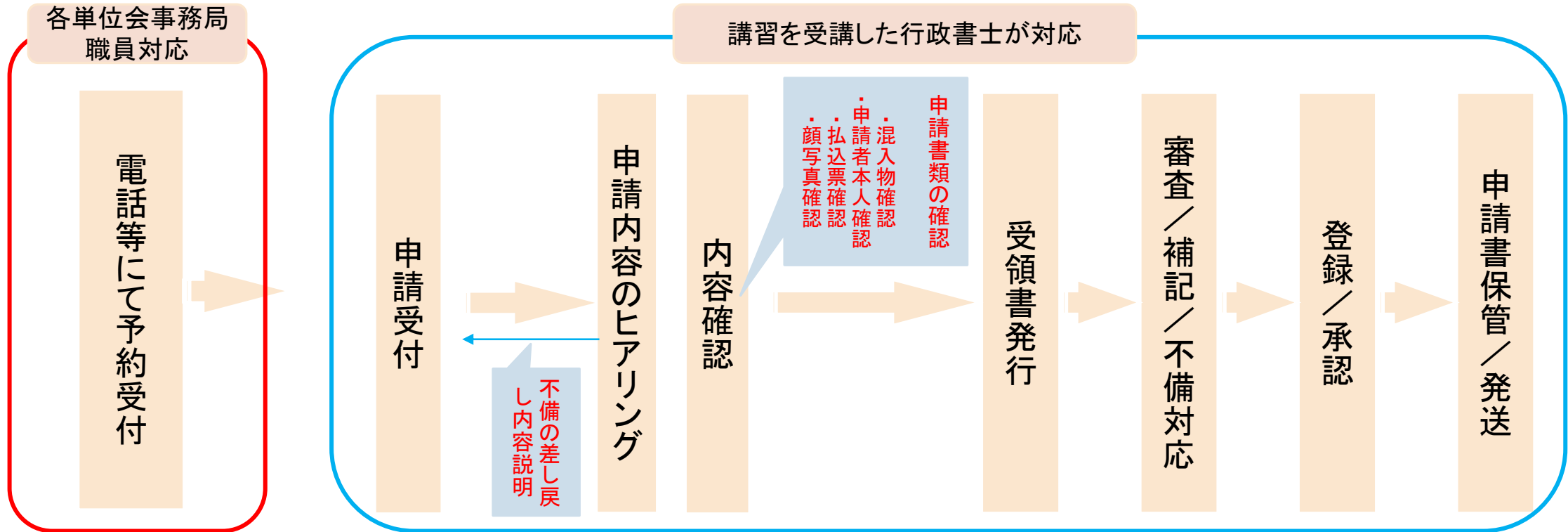
建設業退職金共済、国民健康保険組合(建設業関係)、労働保険事務組合、安全衛生教育・特別教育(建設業関係)

※1: 申請書を受領し、審査・登録作業が終了した申請書を倉庫に発送するまでの間、申請書を保管する必要があるため、状況によるが袖机引出し2段程度のケースが多い。また鍵の管理等を踏まえ認定登録機関専用のキャビネットが望ましいが、2段キャビネットの上下段に分けて管理すれば特段問題ない。

※2: 個人情報取り扱いに関する基本方針、個人情報の定義、取得方法、利用目的、管理方法について定められていれば良い。

受付業務の処理について(例)

- ・事前の予約については各単位会の事務局職員等に対応。
- ・申請受付から審査・登録までを建設業振興基金が実施する講習を受講した行政書士が対応する。



認定登録機関での申請件数について

＜申請件数＞

- ・現在（令和3年5月時点）、190箇所で開催されている中で、最も多い申請月は3月で、窓口あたり最大182件、平均24.8件の申請を受け付けている。

＜相談件数＞※比較的業務量の多い東京を例とする。

- ・100件の申請に対して、代行申請（技能者から同意を得た所属事業者（ID取得済）が代わって登録申請を行うこと）が多いため、来所は半数程度で、相談のみが10件程。

- ・電話を含めると申請ほぼ同数の100件程度の相談がある。